

平成 19 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克
(コード番号 4814)
問合せ先 取締役総務本部長 脇 本 寿 郎
TEL (06) 6281-9866

課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 18 年 9 月 1 日付で近畿財務局に対し「第 16 期中(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)半期報告書の訂正報告書」および「第 16 期(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)有価証券報告書の訂正報告書」を提出し、あわせてその旨を同日公表いたしております。

この訂正に関し、本日、証券取引等監視委員会から、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、222 万 9,999 円の課徴金の納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされました。

本件は、平成 18 年 7 月 10 日付「業績に影響を与える可能性のある事象の発生について」においてお知らせ致しました、当社元従業員による不正行為に関するものでございますが、本件につきましては、すでに同年 10 月 4 日付「当社株式の監理ポスト割当て解除に関するお知らせ」のとおり、大阪証券取引所より、上場廃止基準に該当しないとの判断がされ、当社株式の監理ポスト割当てが解除されております。また、同年 10 月 18 日付「大阪証券取引所への改善報告書の提出について」においてお知らせしましたとおり、現在までの間、組織機能管理体制の強化、内部牽制機能の強化を目的とした内部統制システムの構築、および内部監査の強化を行うと共に、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し当社グループ全体における法令遵守の徹底を図るなど、このような事態が再発しないための措置を鋭意推進して参りました。

当社は、この度、証券取引等監視委員会が上記の勧告をされたことを真摯に受け止め、引き続き、内部管理体制を一層強化すると共に、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの見地から、再発防止に徹底して取り組む所存でございます。

株主様、投資家の皆様および関係者の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご協力くださいますよう謹んでお願い申し上げます。

ご参照

・証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2007/2007/20070626-1.htm

以上